

「再生予備軍」に支援の手 「ポスト円滑化」を担う全国本部

二度にわたり延長されてきた中小企業金融円滑化法がいよいよ2013年3月に終了する。経営に行き詰まった企業が、法律の支えがなくなっても、再生への道筋をつけられるよう政府が昨年春に示したのが経営支援に向けた新たな方針、いわゆる「政策パッケージ」だ。貸し付け条件の変更にとどまらない、真の経営改善の役割を担うのが47都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会。その活動を支援する中小企業再生支援全国本部の統括プロジェクトマネージャーである藤原敬三さんに、再生支援のあるべき姿、そして再生に携わる思いを聞いた。

潜在的支援ニーズに対応

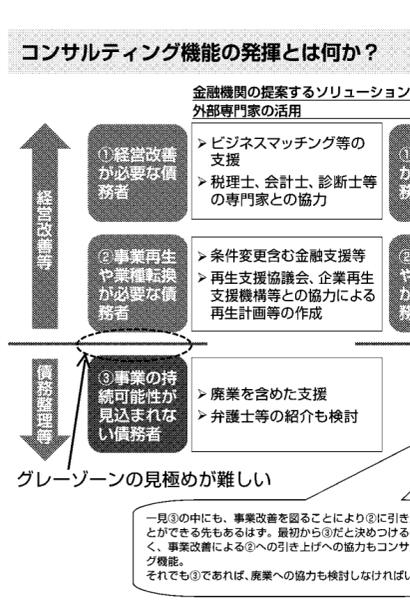
金融円滑化法を利用して企業は30万から40万社。だが、企業再生支援機構や事業再生ADRなどを通じた支援を受けられるのはほんの一握りにとどまっている。中小企業再生支援協議会も、今後頭在化する支援ニーズに現状の体制のままで対応することは困難だ。再生の可能性を秘めながら経営改善が進んでいない「潜在的な支援層」に対する施策強化の一環として、国は再生支援協議会の機能強化を図った。

3年で営業利益を出す事業構造に

金融円滑化法の終了をにらみ昨年春、政府はひとつの目標を打ち出している。再生支援協議会が「年間3000件」の再生計画の策定支援を実施すること。この10年間で約3200社の策定支援に携わってきた協議会にとって、10年分を1年で達成することが求められる水準。目標ありきでは本末転倒だが、数万、数十万ともいわれる「再生予備軍」に支援の手を渡す。地域経済や雇用を担う中小企業を再活性化させたい。国の方針からは、強い意志が感じられる。目標達成への具体策として、案件が持ち込まれてから計画が策定されるまでの標準処理期間を従来の半年程度から「2カ月」に短縮する手法も示された。



中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー 藤原 敬三氏



「再生にはさまざまな手法がありますが、日本経済の現状を考えると、より多くの企業に支援の手が行き渡るような措置は必要です。そもそも再生支援を受けようとする企業は多くは、営業赤字と赤字を繰り返す収支トントンといったケースで、企業規模もさまざまです。これが円滑化法を利用する30万社の正体です。金融機関にとってはこれらの企業にいきなり、抜本的な財務リストラを実施することは現実的ではありません。資産調査には費用もかかります。かといって不良債権として処理するわけにもいきません。一方、支援協議会を訪れる企業はというと、債権放棄を求めているのではなく、何とか事業を続けたいと訴

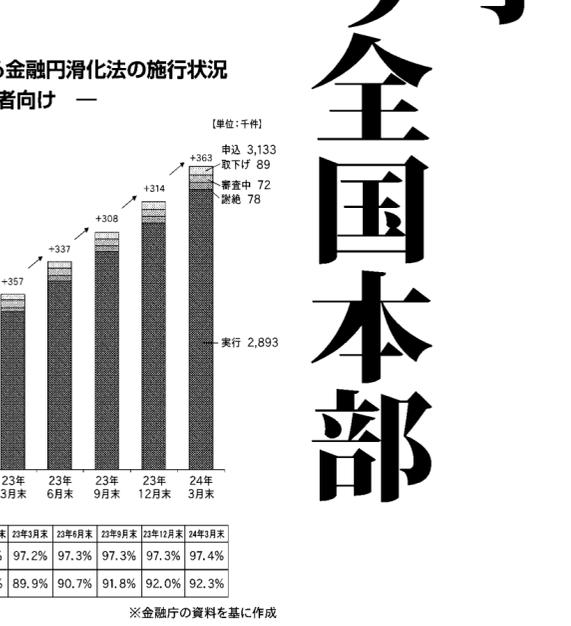
「再生にはさまざまな手法がありますが、日本経済の現状を考えると、より多くの企業に支援の手が行き渡るような措置は必要です。そもそも再生支援を受けようとする企業は多くは、営業赤字と赤字を繰り返す収支トントンといったケースで、企業規模もさまざまです。これが円滑化法を利用する30万社の正体です。金融機関にとってはこれらの企業にいきなり、抜本的な財務リストラを実施することは現実的ではありません。資産調査には費用もかかります。かといって不良債権として処理するわけにもいきません。一方、支援協議会を訪れる企業はというと、債権放棄を求めているのではなく、何とか事業を続けたいと訴

「円滑化法の終了で、あたかも金融機関が融資姿勢を硬化させるような受け止めもありますが、全くの誤解です。取引先企業がよみがえるか否かは、地域に密着する金融機関にとって死活問題。地域金融機関と中小企業は運命共同体です。私たちが訴えているのは、『3年間の暫定リスケジュール期間』中に金融機関も事業再生の現場を多く経験して、コンサルティング能力を身につけてほしいということです。支援協議会は全国全ての金融機関と手を携えて、事業再生に取り組みたいと考えています。『かつて金融機関には本格的なコンサルティング機能が確かに存在しました。融資は事業の将来性や成長性、安定性をもとに判断され、企業側も融資を受ける際には説明責任を果たそうとエネルギーを費やしました。担保至上主義が広がったバブル経済を経てその土壌が崩れました。金融機関は詳しい商売の資料を求める意識が薄れ、企業側も渡さなくてもいいのだと両者の緊張関係が薄れたのです。そして今、収益構造の再構築を急ぐ金融機関は原点回帰を図っています。舵を切るには時間がかかります。金融機関は原点回帰を模索する原動力となるのではないで

「円滑化法の終了で、あたかも金融機関が融資姿勢を硬化させるような受け止めもありますが、全くの誤解です。取引先企業がよみがえるか否かは、地域に密着する金融機関にとって死活問題。地域金融機関と中小企業は運命共同体です。私たちが訴えているのは、『3年間の暫定リスケジュール期間』中に金融機関も事業再生の現場を多く経験して、コンサルティング能力を身につけてほしいということです。支援協議会は全国全ての金融機関と手を携えて、事業再生に取り組みたいと考えています。『かつて金融機関には本格的なコンサルティング機能が確かに存在しました。融資は事業の将来性や成長性、安定性をもとに判断され、企業側も融資を受ける際には説明責任を果たそうとエネルギーを費やしました。担保至上主義が広がったバブル経済を経てその土壌が崩れました。金融機関は詳しい商売の資料を求める意識が薄れ、企業側も渡さなくてもいいのだと両者の緊張関係が薄れたのです。そして今、収益構造の再構築を急ぐ金融機関は原点回帰を図っています。舵を切るには時間がかかります。金融機関は原点回帰を模索する原動力となるのではないで

「再生にはさまざまな手法がありますが、日本経済の現状を考えると、より多くの企業に支援の手が行き渡るような措置は必要です。そもそも再生支援を受けようとする企業は多くは、営業赤字と赤字を繰り返す収支トントンといったケースで、企業規模もさまざまです。これが円滑化法を利用する30万社の正体です。金融機関にとってはこれらの企業にいきなり、抜本的な財務リストラを実施することは現実的ではありません。資産調査には費用もかかります。かといって不良債権として処理するわけにもいきません。一方、支援協議会を訪れる企業はというと、債権放棄を求めているのではなく、何とか事業を続けたいと訴

「円滑化法下、金融機関における現実の運用としては、10年以内に実質債務超過を解消する経営改善計画の策定と確実な実施が企業の命運を分ける。『円滑化法下、金融機関における現実の運用としては、10年以内に実質債務超過を解消する経営改善計画の策定と確実な実施が企業の命運を分ける。『円滑化法下、金融機関における現実の運用としては、10年以内に実質債務超過を解消する経営改善計画の策定と確実な実施が企業の命運を分ける。』



中小企業再生支援セミナー 平成24年度 これからの時代の中小企業再生はどうなるのか? 主催: 中小企業再生支援全国本部 (独立行政法人中小企業基盤整備機構) 後協: 経済産業省中小企業庁 協: 事業再生研究機構、事業再生実務家協会、一般社団法人全国サービサー協会、全国事業再生税理士ネットワーク、全国倒産処理弁護士ネットワーク 運営事務局: 株式会社日刊工業新聞社